

2009.03.25 平成 21 年第 1 回定例会（第 4 号） 本文

○議長（福嶋昭代君） 日程第 7、議案第 1 号、平成 21 年度桜井市一般会計予算を議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑に入ります。質疑ありませんか。——これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論の通告がありますので、発言を許します。——5 番吉田忠雄君。

○5 番（吉田忠雄君）（登壇） 私は、議案第 1 号、平成 21 年度桜井市一般会計予算案に反対の立場から討論を行います。

本年度の予算案には、妊産婦健診の 14 回の無料化など、市民の願いを反映している部分もありますが、機構改革で人権対策予算が減額されているとはいえ、なお第 3 款、民生費、第 3 項、人権施策推進費の人権施策推進総務費、人権ふれあいセンター費、啓発推進費などに多くの予算が計上されています。私は、この 1 点について反対をするものであります。今日、旧同和地区の住環境や生活実態に見られた劣悪な状態はなくなり、教育や職業についても、特別な施策が必要とされる状況はなくなりました。もし、仮にまだ必要なことがあれば、一般対策で対応すべきであります。

以上の理由で、私は、議案第 1 号、平成 21 年度桜井市一般会計予算案に反対の態度表明を行う次第です。

以上で討論を終わります。

○議長（福嶋昭代君） 以上で、通告による討論は終わりました。

ほかに討論はありませんか。——これをもって討論を終結いたします。

これより本案について採決いたします。

お諮りいたします。委員長の報告は原案通り可決であります。委員長報告通り決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数であります。よって議案第 1 号は、委員長報告通り可決されました。

---

日程第 22、議案第 21 号、桜井市高齢者総合福祉センター条例の一部改正についてを議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑に入ります。質疑ありませんか。——これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論の通告がありますので、発言を許します。——5 番吉田忠雄君。

○5番（吉田忠雄君）（登壇） 私は、議案第21号、桜井市高齢者総合福祉センター条例の一部改正案に反対の立場から討論を行います。

桜井市においても高齢化が進む中、高齢者の健康増進や健康を維持していく上で、高齢者総合福祉センターの果たしている役割は大きいものがあります。今回の条例の改正では、平成21年4月1日から当分の間、浴場の利用を休止するとあります。現在、施設の利用者は、1日に約200名、そのうち8割の方が施設の風呂を利用しています。自宅に風呂がない方、経済的に苦しい方にとっては、風呂を休止されることは大変困ることになります。風呂の休止と巡回バスがなくなることをあわせて、当然、施設を利用される高齢者が減ります。そうすると、特にひとり暮らしの高齢者にとっては、引きこもりになることも予想され、さらには認知症の発生など、健康を害していくことにつながっていきます。市の財政事情を理由に、アンケートをとるなど、利用者の声をよく聞かず、施設の縮小を図ることについては賛成できるものではありません。

以上の理由で、私は、議案第21号、桜井市高齢者総合福祉センター条例の一部改正案に反対の態度表明を行う次第です。

以上で討論を終わります。

○議長（福嶋昭代君） 以上で、通告による討論は終わりました。

ほかに討論はありませんか。——これをもって討論を終結いたします。

これより本案について採決いたします。

お諮りいたします。委員長の報告は原案通り可決であります。委員長報告通り決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数であります。よって議案第21号は、委員長報告通り可決されました。

---